

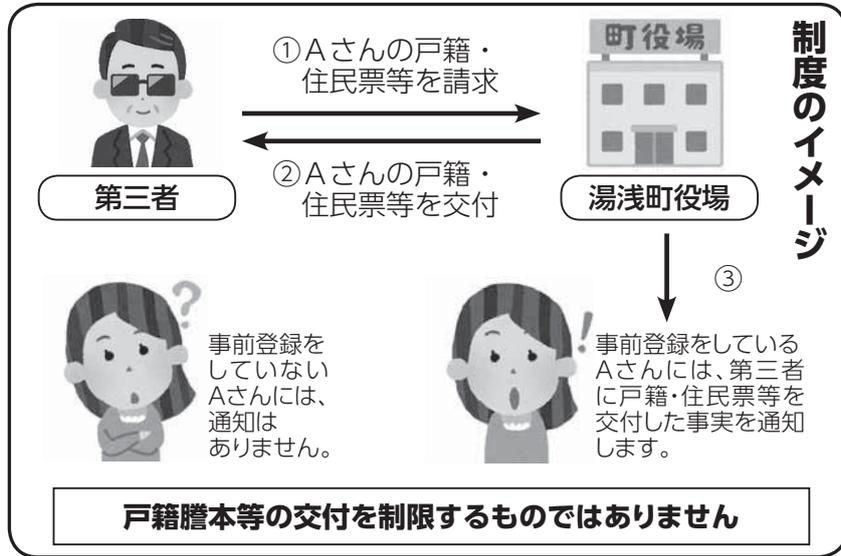
本人通知制度にはこんな効果があります

問 住民生活課住民係 ③④番窓口 TEL 64・1102

本人通知制度は、戸籍や住民票などを第三者[※]に交付した場合に、事前登録した本人に対して、証明書を交付した事実をお知らせする制度です。

万が一、不正取得の疑いがあれば、事実関係の早期究明につながります。

※第三者とは、本人からの委任状を持った代理人、弁護士など職務上請求が認められている人、自己の権利行使または義務履行などの理由があり、その身分を証明して申請することです。



登録の手続き

本人通知制度の利用には、事前に登録が必要です。登録を希望される方は、本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）を持参のうえ、住民生活課住民係窓口にて登録手続きを行ってください。

なぎ公園の今後の在り方について

問 総務課管財係 ⑬番窓口
産業建設課管理係 ⑱番窓口
TEL 63・2525

なぎ公園については、津波浸水想定区域内であるため、なぎ公園に代わる新たな公園（駅前のおちやと公園、方津戸にできる公園）を整備し、なぎ公園の廃止・売却について検討しました。しかし地域住民から「公園を残してほし

い」との強い要望を受け、今回の公園の廃止・売却計画を中止することにいたしました。今後、災害時の公園の在り方等について再度検討するとともに、快適で安全性の高い公園の整備に努めていきたいと考えています。

